

2025年7月11日

各位

会社名 東和フードサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 岸野 誠人
(コード：3329、東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 長谷川 研二
(TEL 03-5843-7666)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2025年8月8日 |
| (2) 処分する株式の種類及び総数 | 当社普通株式 2,050株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき2,095円 |
| (4) 処分総額 | 4,294,750円 |
| (5) 割当予定先 | 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名 1,833株
当社監査等委員である取締役（社外取締役を除く。） 1名 217株 |

2. 処分の目的及び理由

2025年6月6日付「譲渡制限付株式報酬制度に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査等委員である取締役に対しては、株主の皆様との利害共有意識を醸成するとともに、企業価値の毀損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを2025年6月6日の取締役会で決議しております。

また、2025年7月11日開催の第26期定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は年額20百万円以内、監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）は年額2百万円以内とすること、対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除き

ます。)は年4,000株以内、監査等委員である取締役(社外取締役を除きます。)は年300株以内とすること、譲渡制限付株式の割当て及び払込みについては、①対象取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法のいずれかの方法により行うものとする、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、払込期日から当社の取締役を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、指名報酬委員会の答申を踏まえながら、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役5名に対し、金銭報酬債権合計4,294,750円(以下、「本金銭報酬債権」といいます。)を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役5名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式2,050株(以下、「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日(以下、「本払込期日」といいます。)から当社の取締役の地位を退任する日又は本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書(本払込期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書)が提出される日のいずれか遅い日までの間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の当社の定時株主総会の日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間(以下、「本役務提供期間」といいます。)、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任した日を含む月までの月数を12で除した数(但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。)に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず当社の取締役の地位から退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) クローバック条項

当社は、当社の会社業績が著しく低迷した場合、又は対象取締役に法令や社内規程の違反行為があった場合、当社の取締役会の決議等の社内手続を経た上で、対象取締役に對し、対象取締役に割当てられた本割当株式又は譲渡制限が解除された当社の普通株式の全部又は一部を無償で返還すること、あるいは本割当株式又は譲渡制限が解除された当社の普通株式の相当額を支払うことを請求できるものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(6) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025年7月10日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,095円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上